

# 審査申立書

さいたま検察審査会 御中

申立年月日 令和3年9月30日

## 1 審査申立人

資格 告発人

住居 〒362-8501

埼玉県上尾市本町三丁目1番1号

電話番号 048-775-9467

職業 上尾市議会議員

氏名 おおむろ ひさし  
大室 尚

(印)

年齢 60歳 (昭和36年4月19日生)

## 2 罪名

地方自治法違反

## 3 不起訴処分年月日

令和3年3月29日

## 4 不起訴処分をした検察官

さいたま地方検察庁 検事 ○○ ○○

## 5 被疑者

(1) 住所 上尾市本町三丁目1番1号

職業 上尾市長

氏名 畠山 稔

生年月日 ○年○月○日

(2) 住所 ○○○○

職業 ○○

氏名 新井 弘治

生年月日 ○年○月○日

## 6 被疑事実の要旨

第1 被疑者(1)について

被疑者(1)である畠山稔氏は、小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事に係る調査のため地方自治法第100条第1項に基づき、上尾市議会に設置された「小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯に関する調査特別委員会」から、関係人として、令和元年10月25日に上尾市議会に出頭して証言するよう請求を受けながら、同日、同市議会第2委員会室において、正当な理由がないのに証言を拒んだものである。

## 第2 被疑者(2)について

被疑者(2)である新井弘治氏は、小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事に係る調査のため、地方自治法第100条第1項に基づき、上尾市議会に設置された「小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯に関する調査特別委員会」から、関係人として、令和元年10月24日に上尾市議会に出頭して証言するよう請求を受け、宣誓を行いながら、同日、同市議会第2委員会室において、

1 平成30年9月18日に畠山稔氏の携帯電話に架電しており、同氏に対して架電していないとの証言が虚偽であることを知りながら、糟谷委員からの質問を受けた際、「私は、畠山市長に携帯番号は県会議員のときから聞いて知っていますけれども、電話したこともございませんし、自宅へ電話したこともございません。市役所に電話したことも一切ありません」旨自己の記憶に反した虚偽の陳述をし、

2 被告発人所有敷地内に設置されたフェンスブロック擁壁撤去・新設工事の施主が上尾市であることを知らないとの証言が虚偽であることを知りながら、前島委員及び井上委員からの質問を受けた際、「工事が終わってから、あれ、これはやったのだなというだけで、その間には一切連絡もありませんし、私はなぜ連絡もなく、断りもなくやったのだろうという考え方で」「誰がどういう状況でやったか、連絡は一切ございませんので、誰か何かやっているな程度ぐらいいきり覚えておりません」等自己の記憶に反した陳述をし、もって偽証したものである。

## 7 不起訴処分を不当とする理由

さいたま地方検察庁より送付された不起訴処分理由には、「嫌疑不十分」との記載があるだけで、その判断や結論の根拠は不明である。

被疑者(1)が正当な理由がないのに証言を拒否したことは、会議録及び委員会録画映像の客観的証拠により明白であり、地方自治法第100条第3項に該当すると認められる。

また、被疑者(2)が虚偽の証言をしたことは、会議録、委員会録画映像及び本市議会への提出記録の客観的証拠により明白であり、地方自治法第100条第7項に該当すると認められる。

よって、本件は立件されて当然の事件である。